

資料 4 - 1

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書の変更について（概要）

1. 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第48号）第3条の施行（高年齢者等共同就業機会創出助成金の廃止）に伴う所要の整備を行うこと。

2. 施行期日

この業務方法書の変更は、厚生労働大臣の認可日から施行し、平成23年7月1日から適用すること。